

スウェーデンの児童保育教育サービス (barn omsorge) :
エスキルステュナ=コミュニンのサービス案内冊子
(Välkommen till barnomsorge) の紹介

橋 本 義 郎*

**Swedish Childcare Services:
An introduction to “Välkommen till barnomsorge”,
a guidebook of childcare services in Eskilstuna**

Yoshiro Hashimoto*

解 題

スウェーデンにはすべての児童を対象とする保育教育サービス (barnomsorge、保育と教育が一元化されたサービス) がある。これには基礎学校 (日本の小中学校に相当する学校) に入学する前の児童を対象とする就学前保育教育サービスと基礎学校の始業時間前と放課後に学童を対象として実施される学童保育教育サービスとがある。サービス提供をする場としては就学前保育教育については保育所・家庭保育所・オープン保育所の3種類、学童保育教育については余暇ホームとオープン余暇活動センターの2種類がある。

これらの保育教育サービスの実施と利用機会保障の責任はコミュニン (基礎自治体) にある。保育教育サービスの月当たり利用料金 (保育料) は、1人目の子については養育責任者 (親など) の月収の3%以下、2人目については2%以下、3人目については1%以下にすることが国の基準で定められている。また、養育責任者の状況にかかわらず、すべての4~5歳児に週15時間までの無料の保育教育サービスを保障することも国の基準となっている。

このスウェーデンの保育教育サービスの目的は、親が安心して子育てと就労または就学を両立できるようにすることと、児童の発達と学習を支援・促進し、本人にとって最適の環境で児童が成長できるようにすることである (Forsberg 2003)。

実際の保育教育サービスは、コミュニンが責任をもって、それぞれの地域状況に応じた基準を設定して監督し、上の目的にふさわしい内容で実施されるようにするものとされている。

Ⅲに掲載しているエスキルステュナ=コミュニンによる児童保育教育サービス

*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授 (2007.6.12受理)

の概要案内冊子「Välkommen till barnomsorgen」（原文はスウェーデン語）の翻訳「ようこそ児童保育教育サービスへ」は、エスキルステュナ＝コミュニティが設定した基準にもとづく保育教育サービスについてのもので、児童の養育責任者を主たる配布対象としている。

なお、本稿はⅠからⅢの3章構成になっており、「Ⅰ エスキルステュナ＝コミュニティの概況」と「Ⅱ スウェーデンの基礎学校教育（義務教育）制度と児童保育教育サービスの位置づけ」は翻訳対象とした冊子の地域背景と制度背景の説明のための章である。

キーワード

保育所・学童保育・スウェーデン

Key word

preschool, childcare, Sweden

はじめに

スウェーデンは、保育所などにおける就学前の保育教育から大学・大学院などにおける高等教育にいたるまでの、あらゆる教育段階において、個々の児童・生徒と学生に対して手厚い経済的支援をおこなっている。たとえば、全4～5歳児を対象とした無料の保育や公的補助金を受けているすべての学校・大学における授業料の無料化ならびに市民の就学生活を経済的に支援するためのすべての学生を対象とした就学支援金の支給を実現している。この生涯を通じた教育に要する費用（授業料などの「学費」と就学中の生活費）をすべての市民に対して保障することは、福祉国家スウェーデンの「普遍福祉」——すべての市民のための福祉——政策を知る上での、好事例であると筆者は考え、同保障の仕組みと利用実態についての研究に2006年より着手した。

本稿の目的は、上記研究のフィールド調査で入手したエスキルステュナ＝コミュニティの市民を対象とした児童保育教育サービスの案内冊子「ようこそ児童保育教育サービスへ（Välkommen till barnomsorgen）」の内容を翻訳紹介するとともに、スウェーデンのコミュニティ（基礎自治体。原語はkommun）における基礎学校（grundskola）に就学する前の児童（以下、《就学前児童》とする）と始業前や放課後の学童を対象とした保育教育サービスの学校教育制度における位置づけについて説明することである。

執筆順序は以下の通りとする。

- Ⅰ エスキルステュナ＝コミュニティの概況
- Ⅱ スウェーデンの基礎学校教育（義務教育）制度と児童保育教育サービスの位置づけ
- Ⅲ エスキルステュナ＝コミュニティにおける就学前児童と学童の保育教育サービス（以下《児童保育教育サービス》とする）の概要案内

I エスキルステナ＝コミュニティの概況

エスキルステナの中心街は首都ストックホルムの西方約116キロの位置にあり、ストックホルム中央駅から毎時1本出ている急行列車にのると約1時間で着く。

エスキルステナ＝コミュニティの人口は9万1635人（2005年12月31日現在¹⁾）で総人口が約900万人のスウェーデンにおいては大規模自治体である。面積は1097平方キロで人口密度は83／平方キロになる。65歳以上人口の比率は17.9%で高齢社会を形成している。0歳児から6歳児までの就学前児童の人口は6700人で7.3%、7歳から15歳までの基礎学校就学年齢児童の人口は1万0080人で11.0%である。

保育所数はコミュニティ直営のものが51箇所、そのうちの2箇所が24時間保育所である。コミュニティが経費を出している民間保育所は20箇所あり、そのうちの16箇所が協同組合運営で、4箇所は財団所有のものである。¹⁾

2006年度予算での市の実質事業費（事業支出から事業収入などを引いた額）は36億8730万クローナ（589億9680万円。1クローナを16円として）である。そのうちの約39%にあたる14億3780万クローナ（230億0480万円）が「児童と教育」の部門にあてられていて、その比率は、11部門の予算区分のなかで最高である。これに次ぐのが高齢者福祉などを含む成人部門の9億8070万クローナ（156億9120万円）で、予算全体に占める比率は約27%である。

エスキルステナは近代産業都市としての歴史が長く、たとえば1847年にムンクテル工作所が蒸気機関の製造をはじめている（橋本 2001:17）。現在ステンレス機械を製造しているアルファラバル＝ステンレス産業は1893年に鉄板製造会社としてエスキルステナに設立されている（橋本 2001:17）。この他、ボルボ自動車グループのボルボ建設機械、スウェーデン最大の錠前製造会社のアッサなど大小さまざまな会社が長年にわたって操業している（橋本 2001:17）。

こうした歴史とともにエスキルステナは労働者のコミュニティ（kommun。原意は市民自治共同体で、基礎自治体を意味する用語でもある）として発展してきた。それを反映して、社会民主労働党が長年にわたって議会の第一党の位置をしめつづけている。2006年9月に実施された全国統一選挙では、国レベルでは社会民主労働党から穏健党を中心とした保守連立政権へと政権が変わったが、エスキルステナ＝コミュニティにおいては、なお社会民主労働党が左翼党からの協力を得て政権を維持している。²⁾

福祉政策については「高福祉社会」が実現しているスウェーデンのなかでも、特に先進的な試みを展開してきている。その先進性をしめす一例として、同市における高齢者を対象とする福祉施策の発展史の一断面を簡単に紹介しておく。

高齢者のための居住型ホーム（施設）という概念がスウェーデンで紹介されたのは1918年のことである。これに先だつ1917年にエスキルステナではすでにバルスタ（Balsta）とよばれる高齢者ホームを市の中心街の隣接地に建設・使用している。

また、サービスハウス（ケアサービス付きの集合住宅。個々の住宅の広さや構造物としての質は日本の「高級マンション」に匹敵するぐらい）の建設においてもリードしてきている。シフティング（Skiftinge）地区とニーフォーシュ（Nyfors）地区に1971年につくら

れたサービスハウスは、スウェーデン初のものである。

その後も、次つぎと開拓的な実践を自治体政府と民間との協働によって展開している。たとえば、1990年には、在宅ケアサービス事業をおこなう事業協同組合としてはスウェーデン初である「ヘムサービス」(Hemservice)の立ち上げを、準備研究の協力と事業委託契約の締結を通して支援している(橋本 1998)。また、2003年には、障害をもつ市民の余暇スポーツを全国レベルで支援するための、全国初で唯一のセンター(障害者スポーツ振興センター)を民間団体および国との三者共同で、2003年1月1日にスタートさせている(橋本 2006:31-34)。同センターの事務所がはいっている「ムンクテル=アリーナ」は(「障害者」に限らず)すべての市民のための総合スポーツ施設で、かつて「ムンクテル工作所」の工場としてつかわれた建物の外壁などを保存利用するかたちで市が工場跡地に建設したものである。市の歴史と伝統が新しい時代の先駆的事業のなかに生かされているといえる。

また、1998年には、開拓的事業とし保育教育クラスの1歳児から基礎学校の最高学年である9学年生の16歳児までを含みこむ一貫教育学校であるテゲルヴィーケン学校を設立させている。同校では幼児クラスから最高学年クラスまでのすべてのクラスを、ひとまとまりの教室や保育室で取り囲むようにしてつくられた屋内広場や、屋内広場間を結ぶ広々とした街路のような通路によってつなげて、そうした広場や通路に異年齢間の自然な出会いや「ふれあい」が生まれる共生環境づくりをしている。校舎はすべて平屋でバリアフリーである。2002年には、リサイクル・ソフトエネルギーの利用・環境教育などについての実績により、「みどり旗」(エコマーク)の認証を獲得している。

II スウェーデンの基礎学校教育(義務教育)制度と児童保育教育サービスの位置づけ

スウェーデンの学校教育法(Skollag [SFS 1985:1100]、1985年12月12日公布、1986年7月1日施行、2005年4月1日改訂)は、第1条第3項において、国および地方公共団体は就学前保育および学童保育の形態によっても教育活動を提供するとし、児童保育活動が同時に児童教育活動でもあると規定している。スウェーデンの児童保育教育サービス(barn omsorge)は、教育と保育の機能、すなわち基礎学校就学前の幼児の教育と保育および学童の教育と保育の機能を統合的にはたすサービスとして国の教育制度のなかに位置づけられ、文部科学省と学校教育機関(Skolverket)の管轄下にある(Forsberg 2003:2)。スウェーデンには日本のように幼稚園と保育所といった区分はなく、すべての児童保育教育サービス施設が、保育の場であると同時に教育の場でもある。いいかえればスウェーデンの児童保育教育サービスは、就学前の幼児や学童の親などの保護者による「保育」を単に補うサービスではなく、すべての児童が親や本人の選択によって、平等に享受できる権利(人権)としての普遍的保育教育サービスなのである。保育所の教員(保育士)と基礎学校の教員のあいだの教員相互乗り入れと連携も推奨されていて、保育所と学校の区分もゆるやかである。実験的な取り組みとして保育所から基礎学校の9年生までの教育を同一の学校で同一の校舎を使用して実施し、学年を超えた共学(部分的な複式クラス運営)と出会い・交流を日々実現している開拓的学校教育実践もある。³⁾

スウェーデンの児童保育教育サービスエスキルステナ＝コミュニティのサービス案内冊子の紹介

また、児童が6歳になる年度（秋から始まる）の秋学期以降には、基礎学校において保育・教育サービスを受けながら、基礎学校での就学にそなえる場である6歳児学級（基礎学校内に設置）に参加する機会を保障することが、国および地方公共団体の義務であることを学校教育法の「第2章b 6歳児学級」によって規定している。ちなみにスウェーデンの基礎学校（義務教育学校）の通常の就学期間は児童が7歳になる年の秋から16歳になる年の夏までの9年間である。

Ⅲ エスキルステナ＝コミュニティによる児童保育教育サービスの概要案内

「ようこそ児童保育教育サービスへ (Välkommen till barnomsorgen)」の原本は、保護者向けの文体で書かれている。それを一般向けの説明文に変換し、補足説明をしつつ再構成し、エスキルステナ＝コミュニティにおける児童保育教育サービスの概要案内とする。説明項目とその順序は次の通り。

- 1 児童保育教育サービスの目的
- 2 就学前保育教育施設と学童保育教育施設の役割
- 3 児童保育教育施設の種類
- 4 サービス要項と利用手続き
- 5 保育料と保護者の負担責任

1 児童保育教育サービスの目的

スウェーデンの児童保育教育サービスには二つの目的がある。一つは親が安心して子育てと就労または就学を両立できるようにすることで、もう一つは児童の発達と学習を支援・促進し、本人にとって最適の環境で児童が成長できるようにすることである (Forsbeg 2003)。

1998年から、国が策定した「就学前児童保育教育サービスと学童保育教育サービスの基準カリキュラム (Lpo 94)⁴⁾」が施行されることになった。その対象には、学童のための余暇ホームや余暇活動センターにおける保育と教育も含まれ、保育所などの就学前保育教育サービス施設と基礎学校ならびに余暇活動センターなどの学童保育教育サービス施設のカリキュラムの統合がめざされている。また、同じく1998年に施行された「就学前児童保育教育施設の基準教育カリキュラム 98 (Lpfö 98)」⁵⁾は、未来を見据えた児童の総合的な発達と学習の支援のために保育所などの就学前児童保育教育施設と余暇活動センターなどの学童保育教育施設と学校とが協同することを指針として示している。

この基準にそってエスキルステナ＝コミュニティが策定した「就学前児童の保育教育施設と青少年の学校における学校教育計画 2004-2007 (Skolplan 2004-2007 för förskola och ungdomsskola)」は、「児童に生きる意欲と知識・技能をあたえるとともに、好奇心と自尊心と創造力をはぐくむ」ことを児童と青少年を対象とした保育教育サービスの目的としている。そして、そのことを児童保育教育サービス案内冊子「ようこそ児童保育教育サービスへ (Välkommen till barnomsorgen)」の最初の頁の冒頭に大きめの太字でかかげている。ここでいう「就学前児童」とは保育所などに通う幼児で、「青少年」は基礎学校など

に通う児童・青年のことである。

2 就学前保育教育施設と学童保育教育施設の役割

「基準教育カリキュラム98 (Lpfö 98)」が設定する評価基準と規範および価値基準にもとづいて、保育所・家庭保育所などの就学前保育教育施設は、学童保育教育施設である余暇ホームとオープン余暇活動センターおよび基礎学校と協働・連携して、児童のさまざまな必要と状況に応じた支援をおこなうものとしている。

就学前保育教育施設（1歳児から5歳児対象の保育所とオープン保育所および家庭保育所。施設の種別説明は3に記載）は、生涯教育の一環として楽しく安全・安心に学べる機会を提供し、児童が遊びを通して楽しくわくわくする環境のなかで好奇心を高め、知識を身につける場としている。

学童保育教育施設（6歳児から9歳児を対象とする余暇ホームと10歳児から12歳児を対象とするオープン余暇活動センター。施設の種別説明は3に記載）は、放課後や学校始業前の有意義な余暇活動の支援、すなわち自身の興味を追求する力と、仲間とかかわる力をやしなうのに適した支援サービスと活動環境を提供する場としている。始業前に学童保育教育サービスを利用する児童には、要望に応じて朝食が提供される。ちなみに筆者が調査したテイゲルヴィーケン学校 (Tegelviken Skola) の学童保育教育の教室は、隣の食卓もある台所とつながっていて、児童はいつでも冷蔵庫からジュースや牛乳をだして飲んだり、果物を食べたりできるようになっていた。

3 児童保育教育施設の種類の種類

児童保育・教育サービスを提供する施設には以下の5種類がある。

(1) 保育所

対象は1歳児から5歳児の幼児。すべての親が1年以上の有給の育児休暇をとるので、0歳児保育教育は行われていない。平日の日中のみ開所のものと、1日24時間、週7日開所の《24時間保育所》とがある。エスキルステュナ=コミュニンでは、コミュニンが直営する51の保育所のうち2箇所が24時間保育所である。民間の24時間保育所はエスキルステュナにはない。

(2) 家庭保育所

コミュニンが雇用する保育者が、自分の家を《家庭保育所》として就学前児童に保育教育サービスを提供する。

(3) オープン保育所

日中、親が家にいる就学前児童を対象とする保育所で、親が同伴する。親が育児休暇をとっているあいだに利用する場合が多い。

(4) 余暇ホーム

6歳から9歳の児童が学校の授業時間帯以外するとき、すなわち放課後や始業前に利用する施設である。基礎学校の敷地内に設置されている。通常の教室の一つがそのまま余暇ホームの教室として使われる場合もある。事前の利用登録が必要である。

(5) オープン余暇活動センター

10歳から12歳の児童が対象である。時間帯と設置場所は余暇ホームと同様で、授業時間帯の前後に学校の施設を利用して実施される。事前登録は必要ない。

4 サービス要項と利用手続き

4-1 施設を選ぶ権利

児童には就学前保育教育と学童保育教育において、保護者の就業または就学の状況と児童本人の必要にあった適切な場と仕方で保育教育サービスを利用する権利がある。

4-2 保護者の生活状況とサービス内容

就労または就学している場合

保護者が就労または就学している場合は、その就労または就学の時間帯に児童が保育教育施設でのサービスを利用することができる。それ以外の時間帯でも、当該施設における活動に児童が連続性と一貫性をもって参加するのに必要なときには利用できる。

保護者の就労または就学の日数が月当たりわずかな場合は、その当該の日に、就労または就学の時間にに応じて利用することができる。就労や就学をしていない日には、求職中の保護者や育児休暇中の保護者の場合に準じて週当たり15時間までの就学前保育教育サービスを利用することができる。

学童保育教育サービスについては、利用登録すると、学童保育教育施設側と保護者との話し合いにもとづく決定によって、最長で週に10時間までのサービスを利用することができる。

育児休暇中または求職中の場合

[就学前児童について]

1歳から5歳までの児童をもつ保護者が育児休暇中または求職中のときには、就学前保育教育サービスを週に15時間まで利用することができる。(「5-3保護者が育児休暇中または休職中の場合の保育料」の項を参照。)

[学童について]

児童が学童であっても、保護者が育児休暇中または休職中である場合には、学童保育教育サービスを利用することができない。

4-3 4歳児と5歳児を対象とするユニバーサル保育教育サービス

4歳から5歳までの児童は無料の保育教育サービス(ユニバーサル保育教育サービス)を利用することができ、その始期は児童が4歳になる年の秋学期の開始時。(5-5「ユニバーサル保育教育サービスを利用する場合の保育料」の項を参照。)

4-4 特別な支援を必要とする児童への対応

児童本人の独自事情から判断して必要な場合は、個別対応の支援と保育時間の設定を、就学前保育教育と学童保育教育のいずれにおいてもおこなう。

4-5 利用待機登録

利用待機登録は、4ヶ月以内に保育教育サービスの利用が必要になる場合におこなう。登録にあたっては、どの施設または地区で週当たり何時間の利用を希望するかを登録申請

用紙に記入する。(登録についての問い合わせと登録用紙の入手の場所は市民サービスセンターの児童教育部受付。市民サービスセンターはエスキルステナ駅から徒歩5分ほどのところにある。)

4-6 利用保証

利用待機登録申請をした日から4ヶ月以内に保育所や家庭保育所での就学前児童保育教育サービスの利用開始ができることを保証している。ただし、この保証はエスキルステナ＝コミュニンのいずれかの施設におけるサービス利用についてのもので、利用者が希望する特定の施設でのサービス利用を確約するものではない。

学童保育教育サービスについては、その利用が必要であることを届け出ることによって利用できる。利用施設として提供されるのは、子どもが学籍をおく学校に併設する施設で、そこでのサービス利用が保証される。

4-7 機会提供についての優先順位

以下の優先順位でサービス利用機会を提供する。

1. 学校法 (Skollagen) 第2章の第3条と第6条および第9条のいずれかにより、特別な支援が必要とされる児童の就学前保育教育施設におけるサービス利用の機会。
2. A 保育所または家庭保育所に籍をおかない4歳から5歳の児童が、週当たり15時間の保育所におけるサービス (ユニバーサル保育教育サービス) を利用する機会。
2. B 家庭保育所で週当たり15時間以上のサービスを利用している4歳から5歳の児童が、保育所でのサービスを利用する機会。
3. 保護者が就労または就学していて、自宅から遠距離にある就学前保育教育施設を利用する児童が、近くの施設に移ってサービスを利用する機会。
4. 保護者の就労または就学で保育教育サービスの利用が必要になったときに、コミューン内のいずれかの就学前保育教育施設におけるサービスを利用する機会。
5. 保護者が失業中または育児休暇中で、自宅から遠距離にある就学前保育教育施設を利用する児童が、近くの施設に移ってサービスを利用する機会。
6. 保護者が失業するか、または育児休暇をとることになった児童が就学前保育教育施設においてサービスを利用する機会。
7. 希望する特定の保育所または家庭保育所で保育教育サービスを利用する機会。

4-8 サービス利用開始に際してすべきこと

情報請求

自身の子どもが保育所、家庭保育所または余暇ホームの利用をはじめるにあたっては、事前に「慣らし」のための話し合いをし、情報を入手し、当該施設の事情を知っておくこと。「情報請求」用紙を、署名の上、提出し、関係者との事前の話し合いをする。

利用時間割

「全体枠」、つまり1週間当たり何時間利用するかをコミューンの学校・保育所委員会事務局の担当官に通知する義務が保護者にある。

実際の利用時間、児童が何時に来て何時間いるかについては「週計画」をつくり、児童が通う保育所、余暇ホームまたは家庭保育所に提出する義務がある。

慣らし保育

「慣らし保育」は、児童に安心感をあたえ、児童が新しい環境になじんでいくための一歩を踏み出せるようにする方法で重要である。最初、保護者も一緒に保育所、余暇ホームあるいは家庭保育所で少し過ごし、それから子どもをおいていくようにする。そのねらいは、児童が徐々に自身の力で職員や他の児童とかかわり、集団のなかで共に生活できるようにすることである。

保護者の母語がスウェーデン語以外である場合は、「慣らし保育」のときにその母語ができる補助員をつけることができる。

保育料は、児童が保育教育施設に通いはじめた最初の日の分から支払う。

4-9 母語支援

児童がスウェーデン語以外の母語で話す場合は、その母語使用についての支援を得ることができる。支援は申請により提供される。

4-10 関係者の協働

教職員と保護者が、保育所、余暇ホームあるいは家庭保育所で協働することは、児童の安全と安心のために重要である。保育教育施設への保護者の訪問はいつでも歓迎である。保護者の会や子育て相談会への保護者の招聘は規則で定められている。

4-11 給食

保育所と家庭保育所においては朝食、昼食および間食が提供される。学童保育教育施設では、休日の朝食と間食ならびに昼食が提供される。アレルギーなどのため、子どもが特別食を必要とする場合は、保護者がそのことを職員に知らせる。

給食では、児童教育部が設定している「児童保育教育施設と学校における給食についての規準」(Riktlinjer för måltider i barnomsorg och skollunch) にもとづく献立をし、スウェーデン政府が推奨するカロリーと栄養を児童が摂取できるようにする。推奨規準はストックホルム県の食料局と栄養教育普及センターで入手できる。

4-12 服装と「おむつ」

児童の衣服は丈夫なものにし、着替えをもってくるようにする。衣服には名前を書く。おむつは保護者が保育所または家庭保育所に持参する。

4-13 病気の場合の対応と保健

児童が病気になった場合は、保護者または教職員の判断により、保育所、余暇ホームあるいは家庭保育所での対応が可能になるまで、児童を自宅に待機させ、病気感染が起きないようにする。

児童が同じ病気で10日以上休む場合は、11日目から1日につき1ヶ月分の保育料の20分の1の割引になる。11日目からの欠席について診断書が必要である。

保育教育対象児童の保健は県(landsting)の管轄で、県の学校保健課が保育教育施設と学校における児童の保健を担当する。

4-14 特別支援

児童教育部による「ハートの8」(Hjärter Åtta) という名の特別支援がある。青少年心理と特別支援教育ならびに言語教育の専門家が配置されていて、保育教育施設と学校の教

職員の相談に応じている。

4-15 傷害保険

保育所と家庭保育所および余暇ホームのすべての児童が傷害保険の対象となる。

4-16 守秘義務

保育所と家庭保育所および余暇ホームの教職員には、秘密保持法 (Sekreteslagen) にもとづく守秘義務がある。したがって職員がもつ当該児童に関する情報は秘密保持の対象であり、保護者とその近親者以外には知らせない。

4-17 報告義務

保育所と家庭保育所および余暇ホームの教職員には、児童が病気などで不調になった場合、そのことを社会サービス課に報告する義務がある。この報告義務は、社会サービス法 (Socialtjänstlagen) 第14章第1条において規定されている。同条は、児童に必要な支援の検討について社会サービス委員会に報告する義務も規定している。

4-18 計画と研修のための閉所日

保育所と家庭保育所および余暇ホームは、学期に2日、計画と研修のために閉所する。閉所日については十分な余裕をもって事前に保護者に知らせる。

閉所日に保護者自身が保育をできない場合は、別の保育所や家庭保育所または余暇ホームを利用することができる。

4-19 利用の終結

保育教育施設の利用を終結する場合には、2ヶ月前までに当該施設に文書で通知する。児童が4年生になる年の8月1日には、自動的に当該児童の保育教育施設利用は終結する。契約通りに利用されていない場合や保育料が支払われていない場合には、コミューンが保護者に対して利用停止を通知することができる。

5 保育料と保護者の負担責任

5-1 基準利用料金

エスキルスユナ=コミューンは、就学前保育教育と学童保育教育の料金の上限を定めている。児童1人に対する保育料の最高額は、就学前保育教育が月に1260クローナ（2万0160円）。1クローナを16円として。換算率は以下同じ）で、学童保育教育が840クローナ（1万3920円）である。

保育教育施設を利用しはじめた日からの月額計算で、年に12ヶ月分を支払う。料金は家族構成と課税対象収入によって決まる。料金算出基準として計算対象になる収入の月当たり最高額は4万2000クローナ（67万2000円）まで。これを超える収入は計算対象にならない。複数の子どもがいる場合は最年少の子（児童1）の料金が最も高くなる。すぐ上とその上の兄と姉（児童2と児童3）には割引料金が適用される。さらにその上の子（児童4から上）は無料である。表1と2を参照。

5-2 保護者の保育料負担責任

保育所または家庭保育所の利用登録をした時点から保護者は保育教育サービス利用の権利を得ると同時に保育料の支払い義務を負う。

〔保育料徴収基準表〕

* **料金段階**が世帯収入により設定されている。その範囲は月に1万2000クローナ（19万2000円）から1万5000クローナ（24万円）以上までの4段階。

* **料金徴収についての収入最低基準**は、課税対象収入で月に1万2000クローナ（19万2000円）。この基準に満たない収入の場合の保育料金は無料。

表1 就学前保育教育の料金（1～5歳児）

課税対象収入月額 (単位はクローナ。 1クローナは約16円)	児童1 (収入に対する比率により表示)	児童2	児童3
1万2000-1万2999	1.0%	0.5%	0.5%
1万3000-1万3999	1.5%	1.0%	0.5%
1万4000-1万4999	2.0%	1.5%	1.0%
1万5000以上	3.0% 上限が月額1260クローナ	2.0% 上限が月額840クローナ	1.0% 上限が月額420クローナ

* **4人目の児童からの料金**：同一世帯の複数児童が同時期に保育教育サービスを利用している場合は、4人目の児童から無料。

* **ユニバーサル保育教育対象児の保育料**：4歳から5歳児はユニバーサル保育教育サービスの対象で、週15時間までの利用については無料。

表2 学童保育教育の料金（6～9歳児）

課税対象収入月額 (単位はクローナ。 1クローナは約15円)	児童1 (収入に対する比率により表示)	児童2	児童3
1万2000-1万2999	0.5%	0.25%	0.25%
1万3000-1万3999	1.0%	0.5%	0.5%
1万4000-1万4999	1.5%	0.75%	0.75%
1万5000以上	2.0% 上限が月額840クローナ	1.0% 上限が月額420クローナ	1.0% 上限が月額420クローナ

* **4人目の児童からの料金**：同一世帯の複数児童が同時期に保育教育サービスを利用している場合は、4人目の児童から無料。

* **学校が休みの日の保育教育施設**：学校が休みの日に保育教育サービスを必要とする児童のための休日学童保育教育がある。料金は算定基準となる収入の0.5%で、年に12ヶ月分を支払う。

離婚した両親が共同で保育責任を負い、それぞれに別個の保育教育施設を利用する場合は、自身が利用する施設についての責任を負う。保育料の算定基準となる収入は両親の合計となる。両親が支払う保育料の合計が1箇所についての最高限度額を超えることはない。

5-3 保護者が休暇中または求職中の場合の保育料

保護者が休暇中または求職中で、児童が1歳から5歳の場合は、週15時間の保育教育サービスを利用できる。保育の時間帯は保護者と保育所の相談で決める。相談についての案内は保育所がおこなう。料金は基準にしたがって支払う。ユニバーサル保育教育の対象である4～5歳児と特別支援を必要とする児童については特別基準がある（「5-5 ユニバーサル保育教育サービスの対象となる児童（4～5歳児）の保育料」と「5-6 特別支援を必

要とする児童の保育料」の項を参照)。

育児休暇中または求職中の親の子どもである学童には、学童保育教育サービスの利用登録をする権利はない。ただし、親が失業または出産をしてから2ヶ月間のあいだについては、経過対応として学童保育教育サービスを利用することができる。この2ヶ月間に親が再就職した場合は、サービスの利用登録を継続することができる。

特別支援を必要とする児童については、例外的な対応がなされる（「5-6特別支援を必要とする児童の保育料」の項を参照）。

5-4 基礎学校入学準備クラス児童の学童保育教育サービスの保育料

基礎学校入学準備クラスに所属する就学前児童が学童保育教育サービスを利用する場合は、就学前保育教育サービスの料金に比べ、所定の基準にしたがって学童保育料金を支払う必要がある。

5-5 ユニバーサル保育教育サービスの対象となる児童の保育料

すべての4歳児が、8月1日を開始日としたユニバーサル保育教育サービスの対象となり、週に15時間ないし年に525時間の保育教育サービスを無料で利用することができる。

コミューンが運営する保育所やその他の保育所にすでに在籍している児童も、4歳になった年の8月1日からユニバーサル保育教育サービスの対象となり、同サービスを併用することができる。

学校の学期中は、保育所に在籍する児童のみならず、家庭にいる児童も、家庭保育所に在籍する児童も、ユニバーサル保育教育サービスを利用することができる。

就学前保育教育施設（保育所または家庭保育所）において週に15時間をこえる利用登録をしている児童については、通常料金（保育料徴収基準表による料金。以下同じ）の70パーセントを支払う。

親が育児休暇中または求職中である場合は、学校の夏期休暇の全期間（10週間）について通常料金の70パーセントを支払うことによって、学校が夏期休暇中も、週に15時間以内で就学前保育教育サービスを利用することができる。

5-6 特別支援を必要とする児童の保育料

発達上の理由から身体・精神・その他の面についての特別支援（以下、《特別支援》と略す）を必要とする児童は、就学前保育教育施設ならびに学童保育教育施設に在籍することができる。その決定は支援審査官（stödbedömare）がおこなう。

特別支援を必要とする1～5歳の児童は、学校法の第2章第9条にもとづき、就学前保育教育施設において無料で週に15時間のサービスを利用できる。保育時間が週に15時間をこえる場合には、通常保育料の70パーセントを支払う。

6～12歳の児童が学校教育法による特別支援が必要とされた場合は、週に10時間の学童保育教育サービスを利用することができる。料金は通常の学童保育教育サービスの料金と同じである。

5-7 10～12歳児対象のオープン余暇活動センターの料金

オープン余暇活動センターの利用料は1学期につき15クローナで、利用施設に直接支払う。給食費は表3の通りである。

スウェーデンの児童保育教育サービスエスキルステナ＝コミュニティのサービス案内冊子の紹介

表3 オープン余暇活動センター（10－12歳対象）の料金

料金	昼食	間食
月単位利用の月額	—	50
秋学期	150	250
春学期	180	300
1回ごとに支払う場合	20	5

（数値の単位はクローナ。1クローナは約16円）

5-8 料金に影響する変更の通知

料金に影響する変更は、それが生じる月の前月の25日までに保育教育担当官（skol- och barnomsorgshandläggaren）に知らせなければならない。

注

- 1) エスキルステナ＝コミュニティのホームページ
[http://eskilstuna.se/templates/Page_3164.aspx]による。
- 2) 2010年10月31日までのエスキルステナ議会における政党別議席数は、（メーラルダーレン大学専任講師Håkan Karp氏からの2007年1月8日付けEメールによると）次の通りである——社会民主労働党（17）、左翼党（4）、民衆党（6）、環境党（4）、中央党（6）、スウェーデン民主党（2）。
- 3) 詳しくはテゲルヴィーケン学校のホームページ
[<http://www3.eskilstuna.se/tegelviken/index.html>]を参照。
- 4) Läroplan för det obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet, Lop 94.
- 5) Läroplan för förskolan, Lpfö 98.

参考文献

- [日本語]（あいうえお順）
- 橋本義郎（1998）「スウェーデンの在宅ケアサービス事業協同組合の概要と運営参加の仕組み」『大阪国際女子大学紀要』24（2）、89－94.
- 橋本義郎（2001）『福祉活動のフィールド学：スウェーデンと日本・アメリカでの試みから』明石書店.
- 橋本義郎〔編著〕（2006）『「人間の共生」をめざして：〈インクルージョン〉の福祉学』相川書房.
[スウェーデン語]（ABC順）
- CSN(2006) *Studiemedelsguiden 2006*, CSN.
- Eskilstuna Kommun(2006) *Välkommen till barnomsorgen i Eskilstuna*, Eskilstuna Kommun.
- Skolverkets Allmänna Råd(2005) *Kvalitet i förskolan*, Skolverkets.
- Skolverket(2006) *Skolan i Sverige*, Skolverket, 2006年度配布中の冊子。
[アングル語（英語）]（ABC順）
- Forsberg, Margareta(2003) *Child Care in Sweden*, (unpublished).